

CRP 及び尿蛋白・潜血検査の判定区分変更のお知らせ

下記概要にて事業所健診における CRP 及び尿蛋白・潜血検査の判定区分を変更させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

【変更期日】

令和5年4月1日より

【変更内容】

		基準範囲	軽度有所見	要経過観察	要精密検査
CRP (mg/dL)	旧判定区分	0.30 以下	—	—	0.31 以上
	新判定区分	0.30 以下	0.31~0.99	—	1.0 以上
尿蛋白・潜血	旧判定区分	(-)	(±)	(+)	(2+) 以上
	新判定区分	(-)	(±)	(+) ※	(2+) 以上

※尿蛋白が (+) かつ尿潜血が (+) である場合は、総合判定を要精密検査とする。

基準値の変更はありません。

【変更理由】

日本人間ドック学会の 2022 年度判定区分表に準拠した。